

柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約

制定 平成 20 年 10 月 1 日

施行 平成 20 年 10 月 1 日

改正 平成 25 年 11 月 1 日

1 趣旨

この規約は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者用に設置するインターネットパソコン（以下「パソコン」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

2 目的

端末は、出版・流通情報及びインターネット上にある各種データベースのうち調査研究に資する情報にアクセスできる環境を利用者に提供することにより、学習支援をすることを目的とする。

3 利用の範囲

利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 柏市ホームページの閲覧（柏市が開設する全てのサイトを含む。）
- (2) 図書館の蔵書検索
- (3) 図書館が選定した情報サイトの閲覧
- (4) その他調査研究のために必要なホームページの閲覧
- (5) 郷土資料として所蔵されている視聴覚資料の視聴

4 利用者

利用者は、図書館の利用カードの交付を受けた小学生以上の者とする。

5 利用時間

パソコンの利用時間は、図書館の開館時間内において利用者一人につき1回当たり30分以内とする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。

6 利用手続

パソコンを利用しようとする者は，利用しようとする日に，受付カウンターに利用カードを提示して申し出なければならない。

7 職員の補助

図書館の職員は，必要に応じて，パソコンの利用者に対し，操作方法の説明その他必要な補助をするものとする。ただし，当該利用者の依頼を受け，情報を検索することはない。

8 利用料

パソコンの利用に係る費用は，無料とする。

9 利用制限

利用者は，パソコンの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E－M A I Lの送受信，掲示板等への書き込み，ショッピング，ゲームなど，閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) 3項の(5)に挙げたものを除く映像資料，録音資料の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) カメラによる画面の複写
- (7) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続
- (8) 図書館のパソコンへのデータ保存，設定の変更等ハードディスクへの書き込み行為

10 利用者の責任

利用者が不正な操作等により，機器やデータ等に損害を与えた場合には，利用者はその責任を負うものとする。

11 利用の中止

図書館長は，利用者がこの規約の違反した場合には，利用を中止させることができる。

12 その他

この規約に定めるもののほか，パソコンの利用について

必要な事項は，図書館長が別に定める。

附 則

この規約は，平成25年11月1日から施行する。